
東日本大震災と原子力発電所事故の災害経験と看護基礎教育に与えた影響の実態 -福島県の看護教員の視点から-

(木下美佐子ほか、日本災害看護学会誌 2017; 19:3-14)

2018年7月13日、災害医学抄読会 <http://plaza.umin.ac.jp/~GHDNet/circle/>

1. 研究目的

東日本大震災及び原子力発電所事故後、福島県内の看護基礎教育機関に在籍する看護教員の災害経験と看護基礎教育へ与えた影響の実態を明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

福島県内にある20施設の看護基礎教育機関に在籍する教員240名を対象に、2014年12月～2015年1月の期間に調査を行った。調査方法は福島県内の施設責任者宛に調査依頼書及び自記式無記名調査用紙を送付し、各教員への配布を依頼した。調査書は各教員から郵送にて回収した。

調査内容は以下の通りである。

①回答者の概要と災害経験

所属教育機関と課程、災害看護担当の有無、所属している学校の物的人的被害状況、発災時の在籍地、被災後の教員の避難の有無、被災後の教育体制への影響について

②災害経験の反映

東日本大震災及び原子力発電所の経験を看護基礎教育に反映している(又は反映を考えているか)の有無とその理由について

③災害看護教育に関する課題

「災害看護」として重要視している教育内容、災害看護教育に関する問題点や課題について

分析方法は、データの収集は、質問内容ごとに単純集計を行い、記述データにおいては、記述データの意味の類似性に基づいて整理し、研究者間で繰り返し検討・分析し、真実性を確保してカテゴリー化した。

3. 倫理的配慮

研究調査所に研究の趣旨、研究参加の自由性の確保、データの管理方法、匿名性の確保、結果の公表、調査で得られたデータを本研究の目的以外に使用しないことについて説明し、回答返送にて同意が得られたものとした。また研究者の当時所属していた独立行政法人国立病院機構福島病院倫理委員会及び福島県立医科大学倫理審査委員会の承認を得て実施した。

4. 結果

4.1 対象者の概要と災害経験

質問紙の回収数は105(回収率43.8%)、うち記載が30%以下の回答2を無効とした。調査段階で福島県に在籍している教員は災害経験者として、有効回答数103(42.9%)を対象とした。対象者の所属機関の内訳は、看護大学16(15.5%)、3年課程54(52.4%)であった。「災害看護」の講義経験者は経験あり7(6.8%)、経験なし93(90.3%)。在籍していた学校の物的な被害状況は一部損壊が一番多く(59.2%)、次に被害なし22(21.4%)であった。学校の人的な被害状況では、人的被害なし83(80.6%)が一番多く、死亡者あり1(1.0%)、怪我人あり4(3.9%)であった。発災時在籍地は、福島県内の学校や臨床に在籍していた81(78.6%)、他県に在籍が10(9.7%)、在籍していたが発災時他県にいたなどのその他が10(9.7%)であった。所属している学校の災害後の教育体制の影響では、入学式の未実施や遅れを合わせると52(50.5%)、

卒業式の未実施 10(9.7%)、夏休みの短縮 16(15.5%)、入学式以外の学校行事中止 20(19.4%)、入学試験変更 9(8.7%)、教員不足が 5(4.9%)、在校生減少が 8(7.8%)、入学生減少が 14(13.6%)、その他(実習変更等)が 31(30.1%)、無回答 17(16.5%)であった。

4.2 災害経験の反映

東日本大震災及び原子力発電所事故の経験を看護基礎教育に「反映する」又は「反映しない」については「反映する」73(70.9%)であり、その理由としては主に【将来の災害に備える】【原子力発電所事故による影響を考える】【体験を通して看護を深める機会】の3つに分けられた。「反映しない」は26(25.3%)であり、その理由としては主に【教育として反映困難】【災害に向き合えない】の2つに分けられた。

4.3 災害看護教育に関する問題点や課題

「災害看護」で最も重要と考えていた教育内容については既存の教育内容一覧から5項目を選択してもらい、選択数が最も多い順に「災害時トリアージ」55(59.1%)、「被災者心理」53(57.0%)、「初動時の看護活動」46(49.5%)、「応急処置・搬送方法」35(37.6%)、「災害時の衛生管理」34(36.6%)であった。また、自由記載の内容については主に【災害看護教育の必要性と教育内容の精選について】【災害看護教育を行うための方法について】の2つであった。

5. 考察

5.1 教員の災害経験

物的被害では多くの教員が所属する学校の被害を経験し、教育の拠点となる学校に何らかの物的な被害を抱えながら教育を継続していた実態が理解できた。また、人的被害では死亡者や怪我人が出た学校もあり、災害後のケアなど通常教育以外の対応に迫られた状況が伺えた。

また、災害によりカリキュラムの変更などの看護教育を継続させるための努力と苦悩の実態や在学生や受験者の動向は原子力発電事故を受けている実態が反映されていることがわかった。

5.2 災害経験の看護基礎教育への反映

東日本大震災及び原子力発電所事故による福島県が抱えた災害経験は、世界が注目する複合災害であり後世に伝えていくべきであるが、その内容としては原子力事故や放射線被曝/障害に関する必要性が高いことがわかった。

5.3 災害看護教育に関する課題

「災害看護」の講義で重視したい内容としては災害トリアージ、被災者心理、災害初動時の看護活動が上位であったが、これは看護基礎教育指定規則の改正カリキュラムの「災害看護」の目的にある災害直後から支援できる看護の基礎知識理解が反映されていると考えられる。将来怒るかもしれない災害に備え、看護基礎教育機関としてそれぞれの学校の特徴を生かした内容精選と教授方法選択が課題になるとかんがえる。

6. 研究の限界と課題

本研究は質問し調査研究であるため、回答者の災害経験の範囲や深さに関する情報には限界があり、さらに看護基礎教育への反映についても「災害看護」の科目担当経験者が少ないことから、回答者の思いや意図が十分に反映されていない可能性がある。そのため看護基礎教育が抱えている問題を含めた災害看護教育の充実に向けた検討の必要性が明らかとなり、今後起こりうる災害として原子力に関連した研究の広がりを期待したい。さらに放射線に関する基礎知識については、災害だけではなく医療上の放射線被曝も含めた看護教育内容としての検討が必要になると考えている。